

離婚協議書

第1条（離婚の合意等）

行政太郎(平成5年1月1日生、以下「甲」という。)と行政花子(平成6年2月2日生、以下「乙」という。)は、甲乙間の長男 るい(平成30年3月3日生、以下「丙」という。)、長女 はな(令和2年4月4日生、以下「丁」という。)の親権者を乙と定め、乙において監護養育することとして協議離婚(以下「本件離婚」という。)すること、および本件離婚に伴う給付等について、次条以下の項目について合意した。

第2条（養育費等）

甲は、乙に対し、丙及び丁の養育費として、2026年〇月〇日から丙及び丁がそれぞれ満18歳に達した後の最初の3月まで、毎月末日(当該日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日とする。)限り、各人について月額金5万円ずつを、〇〇銀行〇〇支店の乙名義の普通預金口座(口座番号××××××××)に振込む方法で支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第3条（面会交流）

1 乙は、甲が丙及び丁と、月に2回程度面会交流することを認める。

- 2 面会交流の日時、場所、時間及び方法等は、前期子らの福祉に配慮し甲乙が協議の上定める。
- 3 面会交流にかかる費用については甲乙が都度協議するものとする。

第4条（財産分与）

甲は、乙に対し、本件離婚に伴う財産分与として、金2,000,000円の支払義務があることを認め、令和〇年〇月〇日限り、〇〇銀行〇〇支店の乙名義の普通預金口座(口座番号×××××××)に振込む方法で支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第5条（年金分割）

- 1 甲及び乙は、本日対象期間に係る年金分割についての請求すべき按分割合を0.5とする旨合意する。

(第1号改定者)

行政太郎、平成5年1月1日生

基礎年金番号△△△△△ - △△△△△△△

(第2号改定者)

行政花子、平成6年2月2日生

基礎年金番号△△△△ - △△△△△△△

2 乙は、本公正証書作成後、速やかに厚生労働大臣に対し、前号の請求をする。

第6条（通知義務）

1 甲は、乙に対し、第2条記載の養育費の支払義務が終了するまでの間、甲の住所、勤務先、又は連絡先(電話番号等)を変更したときは、直ちにその旨及びその変更内容を乙に通知しなければならない。

2 乙は、甲に対し、前項の期間内に乙の連絡先(電話番号等)又は第2条記載の振込口座を変更したときは、直ちにその旨及びその変更内容を甲に通知しなければならない。

第7条（清算条項）

甲及び乙は、本件離婚に関し、以上をもってすべて解決したものとし、今後、本離婚協議書に定めるもののほか、財産分与、慰謝料等の名目の如何を問わず、互いに何らの財産上の請求をしない。また、甲及び乙は、本離婚協議書に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

上記の通り合意したので、本書二通を作成し、甲乙各自署名捺印のうえ各自一通ずつ
所有する。

令和〇年〇月〇日

甲 住所

氏名 印

乙 住所

氏名 印